

報告第 14 号

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和7年10月10日付けで専決処分したので報告する。

令和7年11月 5日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定

理 由

令和7年6月23日に発生した草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成１３年条例第７号）の規定に基づく事項について、次のとおり専決処分する。

令和７年１０月１０日

太宰府市長 楠 田 大 蔵

市は、草刈作業中の事故の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

３７６，１４６円

2 事故の概要

令和７年６月２３日（月）、市職員が職員駐車場において草刈り機を使用し除草作業を実施していたところ、飛び石により道路向かい側集合住宅に駐車中の車両の窓ガラスを破損させた。

協議の結果、当該窓ガラスの修理費用及び修理中のレンタカー賃借費用を支払うことで相手方と合意した。

3 損害賠償の支払いについて

本市が加入する損害賠償保険及び本市予算で相手方に全額支払う。